

長崎ウエスレヤン大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

長崎ウエスレヤン大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、長崎ウエスレヤン大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は学則第1条において使命・目的及び教育目的を明確に示しており、中期経営戦略である「Reborn NWU」のもとに、ミッション、ビジョン、バリューとして簡潔に示している。また、これらは学校教育法第83条や設置基準第2条等の法令に適合している。

大学は、使命・目的及び教育目的に沿った意思決定を図るに当たって、教職員を参画させており、大学のホームページをはじめ、SNSを積極的に利用して、学内外への周知を徹底している。これらは「Reborn NWU」を通して中長期的な計画に反映されておりアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに具体的に表現されている。

「基準2. 学修と教授」について

大学のアドミッションポリシーは学部・学科の目的ののっとして、策定・周知されている。多様な入学試験を実施しているが、入学定員を充足していないのが現状であり、教育内容の充実、大学の特徴と魅力の積極的な広報等によって、状況の改善を図ろうとしている。大学の理念・目的に基づいたカリキュラムポリシーを策定しており、体系的な教育課程を構築し、「モジュール学習プログラム」（特定のテーマのもとに集められた授業科目群の履修による学修プログラム）をはじめ、意欲的な学修プログラムを展開している。単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則や履修規程等に明確に定められ、周知徹底されている。カリキュラム改革の一端として、キャリアデザイン能力習得と向上のため、学士課程教育全体を体系的なキャリア教育として再編成した。授業評価アンケートや学生調査を実施して、学生の意識の向上を図っている。

教員数は設置基準ののっとして配置されている。教育環境に関する基準も満たしており、必要な設備・備品等は整備されている。防災避難訓練は全学的規模で実施されているが、耐震性の面で補強が必要な建物も存在しており、近年中の改修工事を予定している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

中期経営戦略を策定し、ホームページに掲出するなど、経営の規律と誠実性が維持されている。大学の使命・目的の実現のために、「大学運営委員会」及び法人理事会がそれぞれ継続的な努力をしている。学校教育法、私立学校法、設置基準等の法令を遵守し、法人及び大学の関連規則を整備している。「危機管理マニュアル」を策定し、避難訓練を実施するなど、学生・教職員の安全確保に努めている。法人においては、監事・評議員が寄附行為に基づいて適正に選任されている。業務執行に係る管理体制は、法人事務局長及び大学事

務局長がそれぞれ適正に所掌している。

入学定員の未充足状態が続いており、負債比率が増大するなど、大学の財政基盤の確立は厳しい。しかしながら過去5年間には、帰属収支差額の比率、消費収支計算書関係比率において改善の努力が見られるほか、外部資金の獲得に対しても積極的に取り組んでいる。なお、大学の会計は種々の規則・基準等に従って適切に処理されており、法人の監事監査も概ね適切に行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

大学は規則に基づき自己点検・評価委員会を設置し、学長のリーダーシップのもとに全学の自己点検・評価を実施している。また外部委員によって構成される大学評価協議会を設置して、事業報告書に基づいて検証を行っている。自己点検・評価の結果は平成21(2009)年以降、事業報告書として社会に公表されてきており、学内において教授会や「大学運営委員会」、理事会等を通じて共有化が図られている。

年初の事業計画と年度末の事業報告に加えて、各部局において対応すべき課題を抽出し、「大学運営委員会」において具体的な対応策を次年度の事業計画に反映させるなど、PDCAサイクルが機能すべき仕組みは整っている。

総じて、大学は建学の精神に基づく使命・目的を、教学及び管理運営に最大限反映させるべく努力を重ねており、授業評価や学生調査による学生の満足度も高い。入学定員が未充足のために、大学財政は厳しい状態にあるが、教育内容の充実、大学の特徴や魅力の積極的な広報等によって状況の改善を図っている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.中期経営戦略 Reborn NWUによる大学活性化」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

大学はキリスト教主義を建学の精神に置き、教育目標として、この建学の精神の具現化を図るべく、学則第1条において、「キリスト教の信仰から生まれる価値観を基盤とし、倫理性の高い、優れた教養と専門的知識・技術を有する国際的に有為な社会人を育成し、も

って地域社会の発展に寄与することを目的とする」とうたい、学生便覧やホームページ等においても、使命・目的を明確に示している。また、「Reborn NWU」を策定して、育成すべき人材と、大学のあるべき姿をビジョンとバリューの両面から明らかにし、簡潔に示している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色は、「Reborn NWU」における「つなげる つながる いっしょに歩む」のもとに明らかにされており、学科ごとにホームページやパンフレット等に明示されている。また、学則第 1 条に定める大学の目的は、学校教育法第 83 条に沿っており、また設置基準第 2 条に規定する教育研究上の目的にも適合している。

大学の使命・目的及び教育目的は、大学を取巻く環境や社会のニーズの変化に対応すべきとの認識のもとに、平成 24(2012)年度から 5 か年にわたる中期経営戦略を策定している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学経営全般の意思決定に当たっては、役員・教職員参加型のマネジメントを心がけている。特に中期経営戦略の策定に当たっては、教職員全員を参画させ、大学の使命・目的及び教育目的を周知し、理事会等において審議してきた。大学のホームページをはじめ、SNS も積極的に利用している。

大学の使命・目的及び教育目的は「Reborn NWU」を通して中長期的な計画に反映され、それらの実現のために策定した全学のディプロマポリシーを中心に、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーにも反映されている。大学の使命・目的及び教育目的を日常の教育研究との整合性を確保するために、「基盤教育センター」が設置されており、教員の

規範を明確にするための「教員ハンドブック」も平成 27(2015)年度内に作成される予定である。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学全体のアドミッションポリシーは、学則等に明示された学部・学科の目的ののっとり策定され、入学試験要項、ホームページ、進学説明会にて周知が図られている。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、入学定員を充足していないのが現状である。この状況を改善するため、教育内容の充実とともに、大学の特徴と魅力をより積極的に広報することで定員充足を目指している。

アドミッションポリシーに沿って、多様な入学試験を実施している。特に、障がいのある学生、社会人やアジア地域を中心とした留学生を積極的に受け入れるとともに、特待生制度等の各種奨学金制度と結びつけた入試を導入するなど、学生の受入れ方法の工夫を行っている。入試広報、実務等の業務は、教職協働体制のもとで行われ、入学者選抜は、公平かつ適切に実施されている。また、入試問題の作成は、大学自らがやっている。

【改善を要する点】

- 現代社会学部社会福祉学科及び経済政策学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.7 倍未満であるため、改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学の教育理念・目的を踏まえたカリキュラムポリシーを学部及び各学科で策定し、オリエンテーション時に学生に明示するとともに大学ホームページで公表している。

教育課程は、カリキュラムポリシーにのっとり、「基盤教育科目」「専門教育科目」により体系的に授業科目が編成され、「積み上げ型モジュール学習プログラム」により順次性に配慮した科目編成となっている。また、科目ナンバリングやカリキュラムマップの明示により、学生の段階的・体系的履修の一助としている。履修登録単位数の上限設定により単位制度の実質化を図っている。講義・演習・実習等の授業を組合せ、アクティブ・ラーニングを取入れた授業が行われており、授業内容や方法等に工夫がされている。

教育課程の適切性の検証等は、教務委員会が当たっている。また、教授方法の改善を進めるために、年2回の全学研修会を実施している。

【優れた点】

○多様な「モジュール学習プログラム」の中核となる「コアモジュール学習プログラム」を導入し、初年次教育である「FIRSTプログラム」や「コミュニティサービスラーニング・プログラム」等を開発することにより、教育目標の達成を図っている点は高く評価できる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

演習担当教員を中心に学生委員会、キャリア支援センターによる全学体制で、学生への学修及び授業支援が行われている。また、「アドバイザー制度」や「eポートフォリオシステム」も導入されている。オフィスアワーを設け、学生便覧に明記している。オフィスアワー以外においても学生と教員のコミュニケーションは図られている。「学生サポーター」を SA(Student Assistant)として配置し、学修支援に活用している。

出席状況調査により、出席状況の思わしくない学生に対し演習担当教員(アドバイザー)が面談を行い、必要に応じて保護者面談や家庭訪問を行っている。また、学科会議や学生委員会において情報を集約し、必要な場合は専門的な支援を行っている。退学者は減少傾向にあり、引続き予防に向けた取組みに期待したい。各種アンケートや「意見箱」等から学生の意見をくみ上げ、学修及び授業支援の改善に努めている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則や履修規則で明確に定め、厳正に適用されている。また、成績評価方法はシラバスに明示され、その基準と表示方法については学生便覧に明示されている。GPA(Grade Point Average)制度が導入され、成績優秀学生の表彰、成績不振学生の履修制限・履修指導、奨学生資格審査等の修学指導・支援に活用されている。国内外の大学及び大学以外の教育施設における学修の単位認定、既修得単位認定については、学則に基づき認定を行っている。

ルーブリック、ポートフォリオ評価や専門分野のピア・レビューを含め、成績評価のあり方を今一度見直し、アセスメントポリシーとして平成 27(2015)年度中に取りまとめ、平成 28(2016)年度以降の教育課程の運営に反映する予定である。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

中期経営戦略に基づくカリキュラム改革の目的の一つとして、キャリアデザイン能力の習得と向上のために、学士課程教育全体を体系的なキャリア教育として再編成した。

キャリア支援教育及び就職支援体制が効果的なものかどうかの検証システムとして、GPA による成績評価、キャリア教育、「PROG」(リテラシーとコンピテンシーの両面から実践力を測るテスト)と就職との関係分析講習会、他大学との共同 IR(Institutional Research)による卒業生調査を実施している。

地元企業との連携を図るため、産学連携に関する包括的交流協定を結ぶなど企業のニーズの把握に努め、就職支援体制を強化している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

授業評価アンケート及び「大学生調査」を実施しているほか、平成 26(2014)年度には、開学以来の卒業生を対象とした調査を、九州大学の科学研究費助成事業プロジェクトによる国内 5 大学の共同 IR により実施した。ディプロマポリシーにのっとり、卒業時の到達

目標レベルを4段階に分けて学修到達度指標として活用するとともに、「PROG」を利用してディプロマポリシーの実質化を実現しようとしている。

授業評価アンケートや「大学生調査」等の各種調査がFD(Faculty Development)活動等を通じて共有され、授業改善に生かされている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

修学支援は、学科を中心に学生委員会、キャリア支援センターによる連携のもとに行っている。事務支援は、大学事務局の学生支援課が担い、学生の福利厚生、厚生補導、奨学制度等の経済的支援及びキャリア開発支援・就職活動支援を行っている。学生支援課には7人の専任職員を配置し、このうち、留学生対応のため中国籍の職員を1人、キャンパス・ソーシャルワーカー1人を配置している。経済支援としては、さまざまな奨学金制度を設けている。

学生相談室を設置し、臨床心理士を2人配置している。学生生活全般に関する学生の意見・要望は、「大学生調査」や「意見箱」を通してくみ上げる仕組みができています。また身体に障がいのある学生を受入れるに当たり、入学前に学科や学生支援課の面談を通じて、その学生のニーズに合った支援を行えるかを協議し対応している。

【参考意見】

○保健室には、常駐の看護師や職員等を配置することが望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準に定める必要専任教員数及び教授数と同数の教員を配置している。教員の採用・昇任については、「教員人事委員会規程」をはじめ、採用・昇格に関する規則を定めており、理事会の定める定数の範囲で、各学科の人事要望に基づき、原則として公募により、学長

が委員長を務める教員人事委員会において適切に運用している。

FD 活動は、開学時より年に 2 回（9 月・2 月）、全学 FD・SD (Staff Development) 研修会を開催しており、各学科においても、FD を年間 3 回以上実施するよう義務付け、教員の教育力向上、職員の教学マネジメントの強化を目的としたプログラムを展開している。授業評価アンケートの結果を、教員の資質・能力向上に活用している。

教養教育については、「基盤教育センター」を設置して「FIRST プログラム」を行うなど、組織上の措置及び運営上の責任体制が確立している。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地面積及び校舎面積は、設置基準に定める基準を満たしている。教育研究に必要な講義室、演習室、実験・実習室、教員の研究室及び必要な機器・備品は整備されている。

ICT（情報通信技術）環境については、語学情報センターにパソコンが設置され、ほぼ全館に無線 LAN が整備されている。e ラーニングやアクティブ・ラーニングに対応する教育環境については、私学助成を積極的に活用し、整備を進めている。

施設の安全管理・メンテナンスについては、法人本部の管財課が責任を担っており、防災避難訓練が全学的規模で実施されている。耐震性の面で補強工事が必要な建物については、平成 28(2016)年度中の全面的建替え工事が決定している。また、バリアフリーについても適切に配慮されている。

クラスサイズについては、適切に管理・運営されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為においてキリスト教の精神に基づいて運営することがうたわれており、また、平成 24(2012)年度より実施中の 5 か年の中期経営戦略をホームページに掲出するなど、経営の規律と誠実性の維持が表明されている。

大学の使命・目的の実現に向けては、「大学運営委員会」が教学事項について、理事会が経営事項について、定期的に審議・決定を行うなど、継続的な努力が払われている。

大学の設置、運営については、設置基準を満たすとともに、学校教育法、私立学校法等の法令を遵守し、法人及び大学の設置運営に関する規則を整備している。

学生及び教職員の安全確保については、「危機管理マニュアル」を定め、避難訓練も実施されている。環境保全の面では、CO₂削減や節電対策に努めている。

教育情報、財務情報については、ホームページ等で公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、「学校法人鎮西学院理事会規程」に基づき、年 4 回定期開催されるほか、事案に応じて臨時開催され、事業計画・予算案、事業報告・決算、人事、教育や研究に関する規則の改廃等が審議されている。

また、従来、理事会を補完する目的で常任理事会が設置されていたが、ガバナンスを強化する目的で運営協議会に改組し、毎月 1 回会議が開催され、法人全体として一体感ある経営に努めている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定組織として学部長や教務部長、学生部長、大学事務局長等の主要な役職者を構成員とする「大学運営委員会」を設置し、学長が委員長となり大学全般の管理運営に当たっている。この会議では、現場の責任者が陪席し、各部署の業務報告がなされるほ

か、教育研究・地域連携に関わる案件については、学長から具体的な指示がなされている。

アドミニストレーション機能は、従来は学部長に一元化されていたが、平成 26(2014)年度から学長に一元化し、また学校教育法の改正に伴い、組織改編や規則の整備等を行い、学長がリーダーシップを発揮できる体制に改め適切に運用している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定は「大学運営委員会」等において学長が行い、法人決裁が必要な事項については、理事である学長が理事会に出席して具申するほか、教授会での審議・検討事項について報告し、意思決定の円滑化に努めるとともに相互チェックを果たしている。また、理事長が必要に応じて学長と懇談するなど、教学部門と法人部門の連携を行っている。

監事と評議員は寄附行為に基づき適切に選任されており、監事は理事会・評議員会に毎回出席し、決算時の報告や問題点があれば監査を行う体制になっている。

法人では理事長が、大学では学長が、それぞれリーダーシップを発揮して運営すると同時に、教員については教授会で、職員については課長会等で、それぞれボトムアップを行えるようにして、バランスのとれた運営がなされている。

【改善を要する点】

- 私立学校法第 46 条において、決算は評議員会に報告しその意見を求めなければならないと定められているが、理事会での決定後の報告が行われていないので、改善を要する。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織の基本的事項は組織規程に、事務組織の所掌業務については事務分掌規程にそれぞれ

れ定められており、職員の配置は、業務量に応じて配置している。

業務執行の管理体制は、法人においては法人事務局長が、大学においては大学事務局長が、それぞれ所掌する体制を構築し、適切に機能させている。

職員の資質・能力向上の機会については、開学時より教員・職員合同のFD・SD研修会を年2回開催することを柱に、日本私立大学協会等の研修会に派遣するなど、組織的に取組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

大学の学生数が収容定員を満たしていないため、学生生徒等納付金の収入額は、収容定員の充足から得られる同納付金額に比して大幅に低くなっている。また、金融資産の充足率が低い状態にあつて、負債比率も増えつつあることから、大学の財務基盤の確立は厳しい状況にある。教育の質保証を担保するために、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保は不可欠であることから、入学定員を継続的に充足させ、学生生徒等納付金収入の確保を図る必要がある。

しかしながら、平成26(2014)年度までの過去5年間において、諸経費を削減することなどの方策を実施し、法人全体では帰属収支差額比率のほか、消費収支計算書関係比率において改善の努力が見られる。第2次「中期経営計画」に基づき、平成31(2019)年度までの収支目標の実現に向け、より健全な大学運営を推進するために全教職員の理解を得て全学的に取り組んでいる。

また、私立大学等改革総合支援事業ではタイプ1とタイプ2が採択されたほか、外部資金の獲得に対し、積極的に取り組んでいる。

【改善を要する点】

○入学定員の確保を最優先事項とし、第2次「中期経営計画」の実現に向け一層の改善を要する。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計は、学校法人会計基準、「鎮西学院経理規程」「鎮西学院財務細則」「鎮西学院固定資産管理規定」等に従って適切に処理されている。公認会計士による会計監査は、年間を通し、理事会の議事録をもとに取引内容、会計帳簿書類及び決算書類監査を定期的に行っている。このことから、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による監査は、適切である。

決算の案が出来上がった時点で、同法人の鎮西学院幼稚園長、高等学校長及び学長が、監事に対して事業の実績をもとに報告を行っている。私立学校法第 37 条第 3 項に定められた監事の職務である学校法人の業務及び財産の状況に関する監査として、概ね適切に遂行されている。なお、決算が確定した後、監事、公認会計士、理事長による情報共有や意見交換が行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「長崎ウエスレヤン大学自己点検・評価委員会規程」を定め自己点検・評価委員会を設置し、学長のリーダーシップのもと、全学の自己点検・評価を実施している。

各基準の作成責任者は、学長以下、部長及びセンター長を充てている。基準に対する「自己判定」も、自己点検・評価委員会で決めるのではなく、あえて審議にとどめ、最終的には「大学運営委員会」において決定するとしている。

また、学外委員から構成される外部評価委員会として大学評価協議会を設置し、事業報告書をもとにした検証を行い、大学全体として評価している。

【参考意見】

○学外委員によって構成される大学評価協議会と大学の自己点検・評価委員会及び「大学運営委員会」との協力体制において、実施周期も含めた更なる機能連携の強化が望まれる。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学は学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価委員会を設置し、現状把握のためにエビデンスとしての調査・データの収集と分析を行い、自己点検・評価を実施しているが、平成 27(2015)年度の自己点検・評価の内容とエビデンスとの間に一部不整合が見られる。今後は、新設の IR 室の機能を強化して、自己点検・評価の推進に資することが計画されている。

自己点検・評価の結果として、ホームページに報告書を公表している。また、毎年度の事業報告書を自己点検・評価の結果の一環として、各種会議において報告し、情報の共有を図っている。

【参考意見】

○自己点検・評価の内容とエビデンスとの整合性や正確さに欠ける部分が散見するため、エビデンスの収集及び分析を行える体制を整備し、より精度の高い自己点検・評価の実施が望まれる。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学は自己点検・評価の結果の一環として、年度ごとの事業報告書を取りまとめているが、その実質的な活用は必ずしも十分とはいえない。しかしながら、年初の事業計画と年度末の事業報告に加え、各部局において対応すべき課題を抽出し、「大学運営委員会」において課題に即した具体的な対応策を次年度の事業計画に反映するようにしており、大学全体の改善・向上につなげる PDCA サイクルの確立に取り組んでいる。

【参考意見】

○実質的な自己点検・評価を継続的に実施し、大学運営の改革・改善に資するための PDCA サイクルが、より一層機能することが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 中期経営戦略 Reborn NWU による大学活性化

A-1 学生募集の新たなモデルと入学定員の確保

A-1-① 新たな学生募集モデルの構築と潜在能力のある学生の獲得

A-2 体系的な教育プログラム構築

A-2-① 学生支援、キャリア支援と教育課程を体系化し、学生の潜在能力を最大限に引き出す

A-3 学生の満足度を最優先とする教職員のモラル共有

A-3-① 個々の学生の満足度・教育研究の質を高めるために教職員が自覚をもつ

A-4 「活動する学生」

A-4-① 海外協定大学・地域。保護者とのパートナーシップを構築し、学生に豊富で多彩な学習活動の機会を提供する

【概評】

中期経営戦略「Reborn NWU」において四つの目標を掲げ、それぞれに具体的目標を策定し、それらの達成を通して大学の活性化を図ろうとしている。

学生募集の新たなモデルと入学定員の確保については、特待生制度の導入により、評定平均値上位層の入学者が増加するなどの成果が見られる。しかし、多くははまだ目標達成に至っていないとの現状認識に基づき、抜本的な計画の見直しを予定している。

体系的な教育プログラムの構築については、カリキュラムや定員の見直し、プログラム間の連携強化を行い、平成 27(2015)年度より実施している。また、「基盤教育センター」の新設、履修制限の設定、初年次教育の強化と継続的なアセスメントの実施、研究費の重点配分等のさまざまな取組みが実施され、その結果、学生・卒業生の満足度は高水準を示している。

学生の満足度を最優先とする教職員のモラル共有については、保護者組織との定期的な会合の開催、地域連携プログラムの推進、モラル向上に重点を置いた FD・SD 研修会の実施等、さまざまな取組みが実施され、その結果、卒業生の満足度は高い水準を示している。

「活動する学生」については、保護者との連携強化、地域連携の拡充、「コミュニティサービスプログラム」やプロジェクト型授業の実施、文化体験プログラムの開催、異文化体験ができる市民開放型プログラムの実施等、さまざまな取組みが実施されている。

これらの取組みについては、定期的に検証が行われ、必要に応じ改善・見直しが行われている。今後も成果を自己評価し、更なる発展につなげ内部質保証を図ることを期待したい。

